

## 新年度を迎えて：変革期の英語教育 一考

東條 加寿子

新学期が始まってひと月。学生たちの顔が幾分ほころび、緊張した面持ちから真剣な面持ちに変わってきた今日この頃です。平成 29 年度が始まり、英語教育改革の動きはいよいよ加速してきたと言えます。

小学校においては、平成 29 年 3 月 31 日の学校教育法施行規則の改正によって、中学年で「外国語活動」が、高学年で「外国語科」が正式に導入されることになりました。これに伴って、第 3 学年、第 4 学年では年間 35 時間の「外国語活動」授業時数が、第 5 学年、第 6 学年では年間 70 時間の「外国語」授業時数が定められ、平成 32 年 4 月 1 日から施行されることとなります。「道徳」が特別教科として第 1 学年から 6 学年までに導入されたことに続く大きな改正です。小学校の外国語教育充実にあたっては、法改正に加えて、教材の整備、教員研修や外部人材の確保など、条件整備が喫緊の課題です。外国語教育のスタートが 2 年前倒しされるわけですから、系統だった教育という観点から、中・高への影響は必至です。また、国語教育との連携による広義の言語教育の観点からの充実も視野に入ってきます。

一方、大学入試に目を転ずると、大学入試センター試験に変えて平成 32 年度に導入する新テスト「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」についての文科省の検討案が 4 月 14 日に明らかになりました。6 月にも新テストの実施方針が公表されるとのことですが、英語の試験については、1) 英検や TOEIC などの民間試験を活用し、「聞く・話す・読む・書く」の 4 技能を取り入れること、2) 成績は点数ではなく語学力の国際規格にもとづいて段階別で示す方針であること、3) 高校 3 年生の 12 月までに複数回受けて成績が良い結果を採用できるが、地域的・経済的影響が出ないように受験回数を 2 回程度に制限すること、などが基本方針の中に盛り込まれています。こういった大学入試改革が日本の英語教育に大きな影響をもたらすことは想像に難くありません。実施に当たっては、CEFR や IRT の導入が考えられているとのことですが、CBT は Computer-Based Testing（コンピュータ上で受験する試験）、IRT は Item Response Testing（項目反応理論）を意味します。コンピュータ受験で得られた膨大なデータを集約して統計的な処理を施すことによって、各テスト項目の難易度を客観化し、信頼性・妥当性の高い試験にすることには大きなメリットがありますが、出題内容や出題様式がこれまでと大きく異なることに対する混乱は避けられないでしょう。

特に注目に値するのは、文科省が成績を点数ではなく語学力の“国際規格”に基づいて段階別で示す方針で、その“国際規格”として CEFR が上げられていることです。CEFR とは Common European Framework of Reference for Languages の略で（セフアールと読まれたりしています）、ヨーロッパ共通参照枠を意味します。一つの国で複数の言語が使用される複言語主義社会のヨーロッパで、欧州評議会が 30 余年をかけて作り上げた言語共通参照枠、いわゆる言語の“国際規格”です。CEFR では、言語活動は言語使用者が社会の中で目的を達成するために行うもの、という理念を背景に、can-do descriptor と呼ばれる「～ができる」という記述に照らし合わせて学習者の言語レベルを評価します。そして、参照枠には「基礎段階の言語使用者（A レベル）」、「自立した言語使用者（B レベル）」、「熟達した言語使用者（C レベル）」の 3 レベルがあり、これをさらに 2 段階に分け、A1, A2, B1, B2, C1, C2 の 6 段階に分けて言語能力が示されます。このレベル分けは学習言語が何語であるかに関わらず適用できる枠組みで、例えばフランスの人が履歴書に、Italian B2, German C1 と書いたりして、自分の外国語能力を客観的に示す際に使用されます。大学入学希望者学力評価テストで、受験者の英語力が、「英語 A2」、とか「英語 B1」などと記述されるようになるということなのではないでしょうか。そうであるとすれば、かなり大卒の評価となり、語学力判定に資する方法であるかどうかについては大きな疑問が残ります。

さて、先に示した改正による小学校の外国語学習指導要領をみると、

「ゆっくりはっきりと話されれば、自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を聞きとれるようにする。」

「基本的な表現を用いて指示、依頼をしたり、それらに応じたりすることができるようにする。」（下線は筆者による）（小学校学習指導要領 第 10 節 外国語）

と示されています。「～するようにする」と言う表現に加え、1) どのようなタスクが、2) どのような言語の質で、3) どのような条件下でできるかが言及されており、文科省がすでに CEFR の理念を取り入れていることが見て取れます。

CEFR を来るべき英語入試改革の“規格”とするのであれば、学校教育の現場で明示的にそのことが示されなければなりません。CEFR の日本版（CEFR-J）を提唱する大学研究者チームの活動は有名ですが、英語教育界全体としての CEFR の認知度はまだ低いと言わざるを得ません。ちなみに、CEFR-J では、A1 レベルの前に Pre-A1 を設け、A1 レベルをさらに 3 段階に、A2, B1, B2 レベルをそれぞれ 2 段階に分けて、B2 レベルまでを 10 段階に分類することを提唱しています。このことは、CEFR を日本の英語教育に適用するためには、いくつかの解決すべき問題があることを示しています。

英語教育の変革期にあって、現場にしっかりと軸足を持ちながら、広い視野に立ってヴィジョンを描くことが大切だと感じています。

---

（東條加寿子 教授／教員養成センター）

---